

第4編 人事(大月都留広域事務組合職員の服務の宣誓に関する条例)

第4章 服 務

○大月都留広域事務組合職員の服務の宣誓に関する条例

(昭和56年12月21日条例第5号)
改正 昭和63年7月11日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関して必要な事項を定めるものとする。

(宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の職員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。

(委任)

第3条 任命権者は、この条例に定めるもののほか、職員の宣誓に関し必要な事項を規定することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年7月11日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、大月都留衛生組合同規約の一部を改正する規約(昭和63年規約第1号)の施行の日から適用する。

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、これを擁護するとともに全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、地方自治の本旨の実現のため、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名
(以上)